(一)　道路の種類　一般国道
(二)(一)　路線名　五十七号及び二百五十一号
(二)　占用を制限する区域　区域　備考
諫早市森山町杉谷字郡勢開二二五番一から同市森山町田尻字八郎一〇八番まで
諫早市森山町田尻字倉津七一五番一から同市森山町田尻字東中仕切一〇二八番二一まで
諫早市森山町本村字元土井八七〇番一から同市森山町本村字西中仕切六八七番二一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月七日
(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

熊本労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、熊本県和服裁縫業最低工賃（平成13年熊本労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月６日　　熊本労働局長　金谷　雅也

熊本県和服裁縫業最低工賃

１　適用する家内労働者　熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、１枚（帯にあっては１本）につき、右欄に掲げる金額

品目	仕立て方	金額
振袖	あわせ	25,800円
留袖	比翼あわせ	28,600円
訪問着	あわせ	19,500円
付け下げ		17,400円
喪服		15,800円
	ひとえ	13,100円
長着	あわせ	14,500円
	ひとえ	8,200円
羽織	あわせ	12,900円
道中着		11,400円
道行コート		15,700円
雨コート	ひとえ	11,300円
長じゅばん	無双ひとえ	9,300円
名古屋帯	８寸まつり	3,700円
	９寸芯入れ	5,100円
袋帯	芯入れ	4,600円
浴衣	ひとえ	7,200円

４　効力発生の日　令和８年５月６日

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第１号

九州地方交通審議会から九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

令和８年４月６日

九州運輸局長　日向　弘基

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「268,700円」を「279,700円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「252,250円」を「263,250円」に、はしけ長「268,700円」を「279,700円」に、部員「210,100円」を「221,100円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,800円」を「211,800円」に改正することが適当である。

２．九州海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「263,400円」を「273,400円」に、部員「197,000円」を「208,000円」に改正することが適当である。

３．九州漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。

国家試験

令和八年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、令和八年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

令和八年四月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　試験の方法

(一)　試験の区分　試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア　林業一般

イ　地域森林総合監理

(二)　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

(三)　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。